

知っておきたい年金のこと

## 「カラ期間」を「存知で すか

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から月額66,008円の老齢基礎年金が支給されます。

ところで、「老齢基礎年金を受けるのに、加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話を耳にすることがあります。

老齢基礎年金を受けるためには、25年以上公的年金制度の保険料を納めた期間か、国民年金の保険料を免除された期間であることが必要ですが、この25年にはいわゆるカラ期間（合算対象期間）も含まれることになっています。ここで大切なのが、この「カラ期間」を確認することです。

### カラ期間とは

このカラ期間は、前述の25年の資格期間に算入されませんが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれます。

このカラ期間の主なもの、原則、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入でき

たのに任意加入しなかった次の人の期間などとなっています。①昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者、②平成3年3月までの学生、③海外在住の日本人。また、昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

### 本人の申し出が必要で

ただし、これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、ご本人の申出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっているとと思われる方は、旭川年金事務所（0166-27-1611）または役場保健福祉課戸籍担当にその旨を申し出て、相談してください。

### カラ期間がない方は

カラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は、60歳から70歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。この場合の保険料の額は、一般の第一号被保険者と同様、平

成23年度は月額15,100円となっています。ただし、任意加入者には免除制度がありませんので、ご注意ください。

任意加入についても、旭川年金事務所または役場保健福祉課戸籍担当にご相談ください。

また、年金の相談については、電話による「ねんきんダイヤル（0570-051165）」を利用することもできます。



保健福祉課 戸籍担当  
電話 56-2123

### 国民年金保険料の納付は、口座振替がおトクです

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用されますと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなくとても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に引き落とさせていただくことにより月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納もあり、大変お得です。

## 1月1日は固定資産税および住民税の 賦課期日となる大事な基準日です

固定資産税は、1月1日に土地、家屋、償却資産（これらを称して「固定資産」といいます。）を所有している人に課せられる税です。1月1日はこれらの所有の基準日ですので、固定資産の所有に変更がある場合（特に家屋の新築・増築・取り壊し等）はご連絡ください。なお、償却資産は申告が必要で、平成23年中の異動を申告するための書類を発送しますので、平成24年1月31日までの提出をお願いします。

住民税は、1月1日～12月31日の収入に対して、1月1日に住民基本台帳に登録されている市町村で課せられます。給与収入を得ている方は、所属する事業所へ住民基本台帳に登録されている住所を申告し、確定申告が必要な方は、申告書の住所欄に住民基本台帳に登録されている住所を記載します。

住民基本台帳には、氏名、住所、生年月日、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険や医療費など各種行政サービスの基礎となっています。行政サービスの提供を確実に受けるために、引越など異動があった場合や、実際住んでいるところに住民登録をしていない方は、速やかに住民登録の届出をしてください。法律では異動のあった日から14日以内に届出することとなり、住民基本台帳への正しい登録をお願いします。

### ◆税に関することは◆

総務課税務担当 56-2125

### ◆住民登録に関することは◆

保健福祉課戸籍担当 56-2123



### 秋の全道火災予防運動実施

平成23年度全国統一防火標語  
「消したはず 決めつけしないで もう一度」

10月15日から31日までの17日間に秋の全道火災予防運動が実施されました。

期間中、支署では消防車両による予防広報をはじめ、街頭にのぼりを設置したり、高齢者世帯への防火訪問、防火対象物への立入検査などを実施し、地域住民の防火意識の向上に努めました。

また、10月21日には毎年恒例である防火啓蒙ゲートボール大会を実施し、多くのゲートボール愛好者の皆様にご参加をいただきました。当日は天候にも恵まれ、暖かい陽気の中、汗ばむほどの熱戦が繰り広げられておりました。

残念ながら今年は、JR石勝線特急列車トンネル火災をはじめ、占冠村での火災発生件数が例年よりも多くなっています。火災予防運動期間中だけに限らず、常日頃から防火意識を高く持ち、みんなで協力して火事のない平和な占冠村をめざしましょう！

救急出場状況 (10月分)			
急病	4件	(4人)	
交通	4件	(5人)	
一般負傷	1件	(1人)	
その他	1件	(1人)	
10月計	10件	(11人)	
累計	103件	(109人)	
※ ( )内は搬送人員			

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

## 夕暮れから夜間にかけての歩行者事故・車両単独事故の防止

### 【運転者の皆さんへ】

横断歩行者を早期に発見するため、スピードダウンに心がけましょう。特に、右側からの横断歩行者を見落としがちになりますので、注意しましょう。

コンビニ店やガソリンスタンドなど、夜間明るい照明のある施設付近を通行するときは、建物の前後の暗がりの中に歩行者・自転車がいないかを確認するようにしましょう。

郊外での、無理な追い越しやスピードの出し過ぎは絶対にやめましょう。

### 【歩行者の皆さんへ】

青信号でも、左右を確認してから渡りましょう。

通り慣れた道路でも油断せず、車に注意しましょう。

夜は、明るい色の服を着て、反射材を身につけましょう。

### 【自転車利用者の皆さんへ】

自転車は車道通行が原則、歩道は例外です。歩道では歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。

村民の願いです  
続けよう交通事故死 0 の日  
平成19年2月21日から

1734日

SS 平成23年11月20日現在

## 交通安全 SAFTY DRIVE

### 交差点では安全確認の徹底を！

交差点では、止まって左右を確認しましょう。  
日没からライトを点灯しましょう。

交差点やその周辺では、横断する自転車や歩行者に特に注意しましょう。

右折時は、対向車だけに気を取られないよう、十分注意しましょう。

左折時は、後方からの自転車や歩行者に特に注意し、ミラーに頼らず自分の目で安全を確認しましょう。

安全確認を徹底し、自転車や歩行者を守りましょう。

ドライバーも歩行者も、みんなで気を付けて事故防止を！

前方左右をよく見て、歩行者を早期に発見しましょう。